国立大学法人電気通信大学における仮名加工情報及び行政機関等 匿名加工情報の作成の方法に関する基準

制定 令和4年3月14日

(目的)

1 この基準は、国立大学法人電気通信大学個人情報保護規程(以下「規程」という。)第 55条及び第56条の規定により、国立大学法人電気通信大学における仮名加工情報及 び行政機関等匿名加工情報の作成に当たって、その作成の方法に関し必要な事項を示す ことを目的とする。

(適用)

2 この基準は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・ 匿名加工情報編)の事例を参考にして、一般的な加工手法を例示したものであり、必要 に応じて、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

- 3 仮名加工情報の作成については、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年 個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第31条第1号から第3号まで に規定する基準によるほか、次の事例を参考に行うものとする。この場合において、他 の記述等に置き換えるときは、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法によるも のとする。
  - (1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除(規則第31条第1号関係) 当該個人を識別できる情報の全部若しくはその一部を削除する、又は他の記述等へ 置き換える。
    - 例1) ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる場合に、氏名を削除する。
    - 例2) 氏名、住所、生年月日が含まれる場合に、次のaからcまでの措置を講じる。
      - (a) 氏名を削除する。
      - (b) 住所を削除する、又は県市名に置き換える。
      - (c) 生年月日を削除する、又は日を削除して生年月に置き換える。
  - (2) 個人識別符号の削除(規則第31条第2号関係)

当該個人識別符号の全部を削除する、又は他の記述等へ置き換える。

- 例1) 生体情報(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋)を デジタルデータに変換したものを、他の記述等へ置き換える。
- 例2) 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種 保険証の番号等の公的機関が割り振る番号が含まれる場合に、削除する。
- (3) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除(規則 第31条第3号関係)

当該記述等について全部を削除する、又は他の記述等に置き換える。

- 例1) クレジットカード番号を削除する。
- 例2) 送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID・パスワードを削除する。

(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

- 4 行政機関等匿名加工情報の作成については、規則第62条第1号から第5号までに規 定する基準によるほか、次の事例を参考に行うものとする。この場合において、他の記 述等に置き換えるときは、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法によるものと する。
  - (1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除(規則第62条第1号関係) 当該個人を識別できる情報の全部若しくはその一部を削除する、又は他の記述等へ 置き換える。
    - 例1) 氏名、住所、生年月日が含まれる場合に、次のaからcまでの措置を講じる。
      - (a) 氏名を削除する。
      - (b) 住所を削除する、又は県市名に置き換える。
      - (c) 生年月日を削除する、又は日を削除して生年月に置き換える。
    - 例2) ID、氏名、住所、電話番号が含まれる場合に、次のa、bの措置を講じる。
      - (a) ID、氏名、電話番号を削除する。
      - (b) 住所を削除する、又は県市名に置き換える。
  - (2) 個人識別符号の削除(規則第62条第2号関係)

当該個人識別符号の全部を削除する、又は他の記述等へ置き換える。

- 例1) 生体情報 (DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋) を デジタルデータに変換したものを、他の記述等へ置き換える。
- 例2) 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種 保険証の番号等の公的機関が割り振る番号が含まれる場合に、削除する。
- (3) 情報を相互に連結する符号の削除(規則第62条第3号関係)

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号の全部を削除する、又は情報を相互に連結することができない符号へ置き換える。

- 例1) 個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を 分散管理した上で、それらを管理用 ID を付すことで連携している場合、管理用 ID を削除する。
- 例2) 委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するため管理用 ID を付す ことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、管 理用 ID を仮 ID に置き換える。
- (4) 特異な記述等の削除 (規則第62条第4号関係)

当該特異な記述等について削除する、又はより一般的な若しくは他の記述等に置き換える。

- 例1) 症例数の極めて少ない病歴を削除する。
- 例2) 特殊な世帯(子どもが10人以上等)に関する情報を削除する。
- 例3) 年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。
- (5) 個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置(規則第62条第5号関係)

前各号によるほか、必要に応じて、別表に掲げる行政機関等匿名加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものその他の手法を用いて適切な措置を行う。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表 行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例 (第3項関係)

- VI. 6	カカニソ
手法名	解説
項目削除/レコー	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等
ド削除/セル削除	を削除するもの。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは
	数値に置き換えること又は数値を四捨五入などしてまるめることと
	するもの。
トップ (ボトム)	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大
コーディング	きい又は小さい数値をまとめることとするもの。
ミクロアグリケー	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグルー
ション	プ化した後、グループの代表的な記述に置き換えることとするもの。
データ交換(スワ	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含
ップ)	まれる記述等を(確率的に)入れ替えることとするもの。
ノイズ (誤差) 付	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意
加	の数値へと置き換えることとするもの。
類似データ作成	人工的な合成ファイルを作成し、これを加工対象となる個人情報フ
	ァイルに含ませることとするもの。